

## 総会

配布：一般

2016年4月20日

原文：英語

### 人権理事会

#### 第31会期

##### 議事日程議題4

### 2016年3月24日に人権理事会により採択された決議

#### 31/24. ミャンマーにおける人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および国際人権規約に基づき、また最新のものは2015年3月28日の28/23および2015年7月3日の29/21の人権理事会諸決議である、ミャンマーにおける人権状況に関する従前の諸決議、並びに2015年12月23日の総会決議70/233を再確認し、

ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の活動および報告並びに2015年8月3日から7日までの同国へのその訪問の促進およびその後延期された2016年2月の訪問の準備を含む、特別報告者とのミャンマー政府の協力を歓迎し、

2007年6月18日の、人権理事会の制度構築に関する5/1、同理事会の特別手続職務権限保持者の行動規範に関する5/2の同理事会諸決議を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議およびその添付文書に従ってその義務を果たすことになることを強調し、

1. 政治的および経済的改革、民主化、国民和解、良い統治および法の支配に向けたミャンマーにおける継続した積極的開発そして人権を促進しまた保護するために為された取組を歓迎し、そ

して今日までに着手された改革の規模を認識する一方で、同政府に対し、進展を定着させるため更なる措置を講じそして未解決の問題に対処することを奨励する。

2. 2015年11月8日に実施された選挙の平和的なまた競争力のある実施そして信頼に足る選挙過程を確保することに向けてなされた取組をまた歓迎し、それと同時に多くの欠点およびロヒンギャ族の少数者を含む、宗教的および種族的少数者を包摂するミャンマーの全国民が選挙過程に参加することができそして議会の全体的な構成において自らの投票が十分に反映されることを確保するための継続した改革の必要性についての懸念を表明する。

3. 2016年2月1日の新議会の開会および2016年3月15日の新大統領の選挙を更に歓迎し、民主主義に向けた著しい段階としての継続した順調且つ平穏な権限の譲渡を奨励し、そして全ての関係者に対し、文民政府の下に、軍を含む全ての国内機関を含めることにより、民主的移行を定着させることを求める。

4. 同停戦にまだ署名していない種族的集団との合意に達する政府および軍による取組を含む、国民和解、暴力の終了および包摂的および包括的な国民政治対話の追求に向けた更なる措置を呼びかけつつ、また全ての関係者に対し、あらゆる意思決定および永続的な平和を達成する目的を持ったその他の活動における、特に紛争の影響を受けた共同体からの、女性の効果的参加を確保することを促す一方で、2015年10月の全国規模の停戦合意の署名を歓迎し、そして同国全土の必要としている文民に対する迅速且つ拘束を受けない人道アクセスを許しまた促進する。

5. ラカイン州における状況に関するまた特にロヒンギャ族の少数者を含む、宗教的および種族的少数者に属する人々に関するものを含む、人権侵害についてその深刻な懸念を想起し、そしてミャンマー政府に対し、差別的な法令および政策措置を廃止すること、保健および教育サービスに対するアクセスを妨害する移動に関する規制を撤廃すること、差別に対処するその取組を強めること、暴力に至る憎悪やヘイトスピーチに対する扇動に対抗すること、社会のあらゆる部門における平等、寛容および平和的共存を促進すること、そして経済的剥奪や移送に対処することを促す。

6. ミャンマー政府に対し、残っているあらゆる人権侵害を終わらせるために為された進展を定着させる更なる措置を講じること、女性、子どもそして少数者に属する人々を含む、全ての者の

人権を保護すること、そしてとりわけ信教または信念の自由に対する権利および表現、結社および平和的集会の自由に対する権利に関する未解決の懸念に対処することを求め、そのことは、特に、市民社会、ジャーナリストおよび人権の促進と保護におけるその手段になる役割を公に認められることが必要な人権擁護者にとって安全で可能にする環境を確保するために不可欠である。

7. ミャンマー政府に対し、民主的な制度、良い統治および法の支配を強化するため更なる措置を講じることを奨励し、国際的な規範や基準の遵守を確保するため、憲法を含む、法令の見直しと改革の必要性およびより独立した、公平なまた効果的な司法制度、並びに独立したまた自治的な法的専門職の必要性を強調する。

8. ミャンマー政府に対し、最近拘禁されたかまたは有罪を宣告されたものを含む、自らの政治的信念または活動の故に刑務所にいる者を、誰も残さないことを確保するその義務に従って、全ての政治犯罪人を無条件に解放するというその公約を果たすこと、そして前の政治犯罪人の完全な社会復帰を提供することを促しつつ、最近の政治犯の釈放を歓迎する。

9. 国際人権条約に対する遵守に向けた最近の措置をまた歓迎し、ミャンマー政府に対し、追加の国際人権条約およびその選択議定書の批准を積極的に考慮することを奨励し、そして国際人権法と国際人道法の下のその義務の、並びにその他の関連する合意および完全な職務権限を持ったまた高等弁務官の職務権限に従った国際連合人権高等弁務官事務所の国別事務所を開くという同政府の公約を含む公約の、完全な実施を求める。

10. 国際社会に対し、同国における法の支配を強化するためミャンマーおよびその機関によりなされた国の取組を支援することを、またパリ原則に従った、人権の促進と保護に対して効果的に貢献することをそれに可能にすることを目的とした、技術援助および能力構築計画を通して、ミャンマー国内人権委員会を支援し続けることを、求める。

11. 多国籍企業および国内企業を含む、全ての企業に対し、ビジネスと人権に関する指導原則に従って人権を尊重することを奨励し、そしてミャンマー政府とミャンマーで活動している企業の本国に対し、人権を保護する自らの義務を果たすことを求める。

12. 国際労働機関とのミャンマー政府の協力を歓迎し、ミャンマーにおける強制労働の使用の撤廃のための了解覚書およびその関連する行動計画、並びに強制労働の苦情手続を含んでいる追加合意書の継続的实施を奨励し、高等弁務官事務所とのまた全ての国際連合特別手続との更なる協力をまた奨励し、そして国際社会に対し、ミャンマーの国際的な人権義務と公約、民主化の促進と経済的並びに社会的発展の達成において、技術援助と能力構築を通したものを含んで、ミャンマー政府を更に支援することを招請する。

13. ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の職務権限を、1年の期間の間延長することを決定し、特別報告者に対し、その年間活動計画に従って、第71会期の総会に対しまして人権理事会に対し進捗報告書を提出することを要請し、そして特別報告者に対し、人権を監視すること、その第31会期の人権理事会に提出された報告書<sup>1</sup>に含まれたものを含む、特別報告者により為された勧告の実施における進展を計測すること、そして進展のための達成条件および技術協力と能力構築のための優先分野を特定するためミャンマー政府と活動することを招請する。

14. 特別報告者との現行の協力を歓迎し、そしてミャンマー政府に対し、同国全土への渡航とアクセスを更に促進することによるものを含んで、職務権限の行使において特別報告者とのその協力を続けることを求める。

15. 事務総長および高等弁務官に対し、職務権限を十分に遂行することを特別報告者に可能にするため必要な援助と資源を特別報告者に提供することを要請する。

第64回会合

2016年3月24日

〔投票無しで採択〕

---

<sup>1</sup> A/HRC/31/71。